

身体拘束等適正化のための指針

株式会社 飛鳥

デイサービス 晴春

放課後等デイサービス はる

放課後等デイサービス まわあえん

日中一時支援事業 まわあえん

グループホーム Clear

短期入所 Clear

1. 身体拘束等の適正化に関する基本的考え方

身体拘束は、利用者の生活の自由を制限する事であり、利用者の尊厳ある生活を阻むものです。当グループでは、いずれの場所においても利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束をしないケアの実施に努めます。

(1) 障がい福祉・児童福祉サービス・児童福祉基準の身体拘束廃止の規定

サービス提供にあたっては、当該利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を禁止しています。

(2) 緊急・やむを得ない場合の例外三原則

利用者個々の心身の状況を勘案し、疾病・障がいを理解したうえで身体拘束を行わない支援を提供する事が原則です。しかしながら、以下3つの要素のすべてを満たす状態にある場合は必要最低限の身体拘束を行うことがあります。

①切迫性…利用者本人または他の利用者の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

②非代替性…身体拘束その他の行動制限を行う以外に介護方法がないこと

③一時性…身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

(1) 身体拘束の原則禁止

当グループにおいては、原則として身体拘束及びその他の行動制限を禁止します。

(2) サービス提供時における留意事項

身体拘束を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことに取り組みます。

①利用者主体の行動・尊厳ある生活環境の保持に努めます。

②言葉や対応等で、利用者の精神的自由を妨げないよう努めます。

③利用者の思いをくみ取り、利用者の意向に沿ったサービスを提供し、多職種協働で個々に応じた丁寧な対応をします。

④利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由(身体的・精神的)を安易に妨げるような行為は行いません。

⑤「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者主体的な生活をしていただけるように努めます。

2. 虐待防止及び身体拘束適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項

(1) 虐待防止及び身体拘束適正化検討委員会の設置

当グループでは、虐待防止のための対策及び身体拘束等の適正化のための対策について、グループ全体で情報共有し、今後の未然防止及び再発防止につなげ、虐待防止及び身体拘束等の適正化に取り組むため、虐待防止及び身体拘束適正化検討委員会を設置します。

①設置目的

グループ内等での虐待防止及び身体拘束廃止に向けての現状把握及び改善についての検討
身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続

身体拘束を実施した場合の解除の検討

身体拘束等の適正化に関する職員全体への指導・周知

②虐待防止及び身体拘束適正化委員会の選任

・各グループ内の管理者又は児童発達管理責任者、サービス管理責任者の中から選任

③虐待防止及び身体拘束適正化委員会の開催

年に1回以上開催し、必要時は随時開催します。

3. 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本指針

支援に関わるすべての職員に対して身体拘束廃止と人権を尊重したケアの励行について職員教育を行います。

①定期的な教育・研修(年1回)

②新任者に対する身体拘束適正化研修の実施

③その他必要な教育・研修の実施

4. グループ内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本指針

本人または他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は虐待防止及び身体拘束適正化検討委員会を中心に十分に検討を行い、身体拘束による心身の損害よりも、拘束しないリスクの方が高い場合で、切迫性・非代替性・一時性の3要件のすべてを満たした場合のみ、本人・家族への説明し同意を得て行います。

また身体拘束を行った場合はその状況についての経過記録の整備を行い、できるだけ早期に拘束を解除すべく努力します。

5. 身体拘束等発生時の対応に関する指針

本人または他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合は、以下の手順に従って実施します。

〈株式会社飛鳥における身体拘束禁止の具体的な行為〉

- ①自由に動けないように車いすやベッドに縛り付ける
- ②利用者を自分で動けないような姿勢保持椅子に座らせる。
- ③支援者が自分の体で利用児・者を押さえて行動を制限する。
- ④行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑤自分の意思で開けることの出来ない居室に隔離する。
- ⑥利用児・者の意思を無視して無理に従わせる。

①虐待防止及び身体拘束適正検討化委員会の実施

緊急やむを得ない状況になった場合、虐待防止及び身体拘束適正化検討委員会を中心として、各関係職員が集まり、拘束による利用者の心身の損害や拘束をしない場合のリスクについて検討し、身体拘束を行うことを選択する前に①切迫性②非代替性③一時性の3要素すべてを満たしているかどうかについて検討・確認をします。

要件を検討・確認をした上で、身体拘束を行うことを選択した場合は、拘束の方法、場所、時間帯、期間等について検討し本人・家族に対する説明を行います。

②利用者本人や家族に対しての説明

身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間又は時間帯・期間・場所・解除に向けた取り組み方法を詳細に説明し、十分な理解を得られるように努めます。

また、身体拘束の同意期限を超え、なお拘束を必要とする場合については、事前に利用者・家族等と行っている内容と今後の方向性、利用者の状態などを説明し、同意を得た上で実施します。

③記録と再検討

法律上、身体拘束に関する記録は義務付けられており、その様子・心身の状況・やむを得なえなかった理由及び経過、解除に向けて、拘束の必要性や方法を逐次検討していきます。記録は5年間保存し、要望があれば提示できるものとします。

④拘束の解除

③の記録と再検討の結果、身体拘束を継続する必要がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除し、その旨を利用者、家族に報告します。

6. 利用者に対する指針の閲覧に関する指針

この指針は、利用者・家族等に身体拘束廃止への理解と協力を得るために、事業所に据え置くとともに、当グループホームページにて掲載を行い、積極的な閲覧の推進に努めます。

附則

本指針は令和4年4月1日より施行する。

本指針は令和5年4月1日より施行する。

緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書

様

- あなたの状態が下記の①②③を満たしている為、緊急やむを得ず、下記の方法と時間等において最小限度の身体拘束を行います。
- ただし、解除をすることを目標に鋭意検討を行うことを約束いたします。

記

- | |
|--|
| ①利用者本人または他の利用者等の生命又は身体に危険がさらされている可能性が著しく高い |
| ②身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する看護・介護・療育方法がない |
| ③身体拘束その他の行動制限が一時的なものである |

個別の状況による 拘束の必要な理由	
身体拘束の方法 【場所、行為（部位、内容）】	
拘束の時間帯及び時間	
特記すべき心身の状況	
拘束開始及び 解除の予定	

上記のとおり実施いたします。

令和 年 月 日

管理者 印

説明者 印

(利用者・家族の記入欄)

上記の件について説明を受け、確認いたしました。

令和 年 月 日

氏名 印

(本人との続柄)

株式会社飛鳥

緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察・再検討記録

様

月日時	日々の心身の状態等の観察・再検討結果	カンファレンス参加者	記録者サイン